



国が支える。安心が大きくなる

積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

安心して豊かな老後生活のために新しい農業者年金に加入しましょう

あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要です。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度です。

加入の申し込みやご相談は最寄りのJAまたは町農業委員会事務局まで
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農業者年金の特徴

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



少子高齢化時代に強い年金です

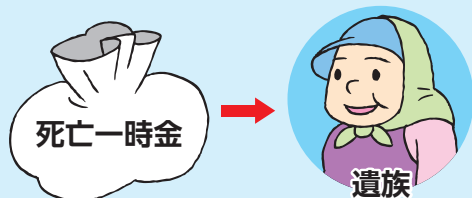
自分で積み立てた保険料と、その運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（一人当たり年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。



認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

**12月28日(金)は町県民税、国民健康保険税、
1月4日(金)は後期高齢者医療保険料の納期限です**

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項 目	期 別	納期限(口座振替日)	期 別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	4期	12月28日(金)		
国民健康保険税(普通徴収)	6期	12月28日(金)	5期	11月30日(金)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期	1月4日(金)	5期	11月30日(金)
固定資産税			4期	11月30日(金)

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用
できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必
要です。

問い合わせ●町税務課 ☎0187(84)4902

**平成26年1月から
記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます**

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の
営業所得、農業所得、不動産所得または山林所得の合
計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と
帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行
うすべての方(所得税の申告の必要がない方を含みま
す)について、平成26年1月から同様に必要となり
ます。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国
税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載
されています。

詳しくは、大曲税務署までお問い合わせください。

問い合わせ●大曲税務署
☎0187(62)2191

**自宅で作成、ネットで申告
e-Taxをご活用ください**

確定申告の時期は、税務署や町の申告相談会場は大
変混雑します。インターネットを利用すると、好きな
時間に待ち時間なく申告書を作成できますので、ぜひ
ご利用ください。

■e-Taxを利用すると…

- ・本人の電子署名および電子証明書を付して、所得税
の確定申告を申告期限内にe-Taxで行うと、所得税
額から最高3,000円の控除を受けることができます
(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回)。
- ・e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
www.e-tax.nta.go.jp

問い合わせ●町税務課
☎0187(84)4902

■所得税の確定申告でe-Taxを利用するには…

①電子証明書等の準備

「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書を取
得するためには、住民基本台帳カード(住基カード)
が必要です。住基カードは、住民票のある市町村の窓
口で交付の手続きができます。証明書とカード発行に
は手数料がかかります(美郷町では1,000円)。

あわせて、ICカードリーダーライターも必要です。取
得した電子証明書に対応するものをご準備ください。

②ソフトウェア等のインストール

取得したICカードリーダーライターに付属しているド
ライバをパソコンにインストールしてください。国税
庁ホームページから「事前準備セットアップ」ツール
をパソコンにダウンロードします。

③e-Tax利用開始届出の提出と利用者識別番号の取得

確定申告書等作成コーナーから提出・取得ができま
す。